

新（平成25年11月12日農林水産省告示第2769号）	旧																										
<p>（規格）</p> <p>第3条 マカロニ類の規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 379 1084 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般 状 態</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>（測定方法）</p> <p>第4条 前条の規格における見かけの比重、粗たん白質、灰分及び水素イオン濃度の測定方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 676 1084 1465"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>測 定 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>粗 た ん 白 質</td> <td> 1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z 8801-1 (2006)（以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通り、目開き500μmの試験用ふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	一 般 状 態	(略)	(略)	(略)	事 項	測 定 方 法	(略)	(略)	粗 た ん 白 質	1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z 8801-1 (2006)（以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き850 μ mの試験用ふるいを通り、目開き500 μ mの試験用ふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略)	<p>（規格）</p> <p>第3条 マカロニ類の規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 379 2114 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般 状 態</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>異 物</td> <td><u>混入していないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>（測定方法）</p> <p>第4条 前条の規格における見かけの比重、粗たん白質、灰分及び水素イオン濃度の測定方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 676 2114 1465"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>測 定 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>粗 た ん 白 質</td> <td> 1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z8801-1に規定する目開き850μmのふるいを通り、目開き500μmのふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	一 般 状 態	(略)	異 物	<u>混入していないこと。</u>	(略)	(略)	事 項	測 定 方 法	(略)	(略)	粗 た ん 白 質	1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z8801-1に規定する目開き850 μ mのふるいを通り、目開き500 μ mのふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略)
区 分	基 準																										
一 般 状 態	(略)																										
(略)	(略)																										
事 項	測 定 方 法																										
(略)	(略)																										
粗 た ん 白 質	1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z 8801-1 (2006)（以下「JIS Z 8801-1」という。）に規定する目開き850 μ mの試験用ふるいを通り、目開き500 μ mの試験用ふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略)																										
区 分	基 準																										
一 般 状 態	(略)																										
異 物	<u>混入していないこと。</u>																										
(略)	(略)																										
事 項	測 定 方 法																										
(略)	(略)																										
粗 た ん 白 質	1 ケルダール法 (1) 測定の手順 ア 試料の調製 粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z8801-1に規定する目開き850 μ mのふるいを通り、目開き500 μ mのふるいの上に残ったものを試料とする。 イ・ウ (略) エ 滴定 (7) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方法） パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあっては蒸留液を0.01mol/L硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあっては0.025mol/L硫酸標準溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て薄い灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。 (i) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う装置（10ml容以上のビュレット容量を持つものに限る。）を用いる方法） 蒸留液を0.05mol/L又は0.1mol/Lの硫酸標準溶液で滴定する。 滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。 (2) 計算 ア～ウ (略)																										

	<p>T～F (略)</p> <p>A 1 : 0.00028 (0.01mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>A 2 : 0.0007 (0.025mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>A 3 : 0.0014 (0.05mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>又は、</p> <p>0.0028 (0.1mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>W～* (略)</p> <p>注 1 : 試験に用いる水は、<u>日本工業規格K 0557 (1998) に規定する A 2 又は同等以上のものとする。</u></p> <p>注 2 : 試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。</p> <p>注 3 : 試験に用いる<u>ガラス製体積計は、日本工業規格R 3505 (1994) に規定するクラス A 又は同等以上のものとする。</u></p> <p>2 燃焼法</p> <p>(1) 試料の調製</p> <p>粉砕器で粉砕し、<u>JIS Z 8801-1に規定する目開き850 μmの試験用ふるい</u>を通り、<u>目開き500 μmの試験用ふるいの上に残ったものを試料とする。</u></p> <p>(2) 燃焼法全窒素測定装置 (次のアからエまでに掲げる能力を有するものをいう。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>ニコチン酸 (純度99%以上のもの) を用いて10回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値の±0.15%であり、<u>相対標準偏差が1.3%以下であること。</u></u></p> <p>(3) 測定</p> <p>ア <u>装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 (エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) (純度99%以上で窒素率が記載されたもの)、<u>アスパラギン酸 (純度99%以上で窒素率が記載されたもの) 、又は他の同純度の標準品 (ニコチン酸を除く。)</u>を用いる。)</u>を0.1mg 以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>		
灰 分	<p>1 試料の調製</p> <p>粉砕器等で粉砕し、<u>JIS Z 8801-1に規定する目開き850 μmの試験用ふるい</u>を通り、<u>目開き500 μmの試験用ふるいの上に残ったものを試料とする。</u></p> <p>2 測定</p> <p>(1) <u>あらかじめ電気マuffle炉 (熱電対温度計付きのもので、550±10℃に保持する能力を持つもの。以下同じ。)</u>で550℃に加熱し、恒量とした磁器るつぼ (<u>日本工業規格R 1301 (1987) に規定する磁器るつぼ B 型で、容量50ml、容量30ml又は容量15mlのもの。蓋は使用しない。以下「るつぼ」と</u></p>	<p>T～F (略)</p> <p>A 1 : 0.00028 (0.01mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>A 2 : 0.0007 (0.025mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>A 3 : 0.0014 (0.05mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>又は、</p> <p>0.0028 (0.1mol/L 硫酸標準溶液 1 mlに相当する窒素の重量 (g))</p> <p>W～* (略)</p> <p>注 1 : 試験に用いる水は、<u>蒸留法若しくはイオン交換法によつて精製した水、又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によつて精製した水とする。</u></p> <p>注 2 : 試験に用いる試薬及び試液は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。</p> <p>注 3 : 試験に用いる<u>全量ピペット、全量フラスコ及びビュレットは、日本工業規格R3505に規定するクラス A 又は同等以上のものを使用する。</u></p> <p>2 燃焼法</p> <p>(1) 試料の調製</p> <p>粉砕器で粉砕し、<u>日本工業規格Z8801-1に規定する目開きが850 μmのふるい</u>を通り、<u>500 μmのふるいの上に残ったものを試料とする。</u></p> <p>(2) 燃焼法全窒素測定装置 (次のアからエまでに掲げる能力を有するものをいう。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>ニコチン酸等の標準品 (純度99%以上) を用いて10回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、<u>標準偏差が0.15以下であること。</u></u></p> <p>(3) 測定</p> <p>ア <u>検量線作成用標準品 (エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) (純度99%以上)、<u>DL-アスパラギン酸 (純度99%以上) 、又は他の同純度の標準品を用いること。</u>) を0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>灰 分</p> <p>1 試料の調製</p> <p>粉砕器等で粉砕し、<u>日本工業規格Z8801-1に規定する目開き850 μmのふるい</u>を通り、<u>500 μmのふるいの上に残ったものを試料とする。</u></p> <p>2 測定</p> <p>(1) <u>あらかじめ電気マuffle炉 (熱電対温度計付きのものであつて、550±10℃に保持する能力を持つものをいう。以下同じ。)</u>で550℃に加熱し、恒量とした磁器るつぼ (<u>日本工業規格R1301に規定する磁器るつぼ B 型であつて、容量50ml、容量30ml又は容量15mlのものをいう。ふたは使用しない</u></p>

	<p>いう。)に試料約5gを0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、電熱器上で徐々に温度を上げながら煙が出なくなるまで予備炭化する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 電気マッフル炉を200℃以下まで放冷し、るつぼをデシケーター(日本工業規格R 3503(2007)に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。以下同じ。)に移し替え、室温まで放冷した後すぐに重量を0.1mg以下の単位まで測定する。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>		<p>。以下「るつぼ」という。)に試料約5gを0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、電熱器上で徐々に温度を上げながら煙が出なくなるまで予備炭化する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 電気マッフル炉を200℃以下まで放冷し、るつぼをデシケーターに移し替え、室温まで放冷した後すぐに重量を0.1mg以下の単位まで測定する。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)